

京都市職員給与条例の一部を改正する条例(令和元年11月13日京都市条例第18号)

(行財政局人事部給与課)

1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行により地方公務員法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

2 その他規定を整備することとしました。

2の措置については公布の日から、1の措置については令和元年12月14日から実施することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第18号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項後段中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の2各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条第1項後段中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削り、同条第4項中「、「第18条第3項」を「第18条第3項」と、「第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第1号中「第2項」とあるのは「第18条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第17条の2の改正規定(同条第2号の改正規定を除く。)及び第18条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)